工事長期瑕疵保証

◇保証の対象について

当社が施工した工事において瑕疵が生じた場合には、工事完工引渡から最長10年間の瑕疵を保証をする制度です。（メーカー工事保証のある場合には、保証期間を含む保証年数です）

◎瑕疵保証につきましては、補修・修理による対応とさせていただきます。（原則として新品による交換はいたしません）ただし、補修・修理につきましては、その事実を知った時から１年以内のものに限らせていただきます。

◎保証する場合におきましては、一工事ごとに当社が発行した工事長期瑕疵保証書または、お客様にお書きいただいた工事ごとの保証制度登録申込書を確認したうえで、制度に基づき保証いたします。

◎消耗品につきましては、別途有料とさせていただきます。

◎販売商品につきましてはメーカー保証期間内はメーカー保証としていただき、当保証制度の対象外といたします。

◎一部工事内容によりましては保証できない場合がございますので、詳しくは弊社までお問い合わせください。

◎工事内容により、瑕疵保証期間が異なりますのでご注意ください。

※保証期間／太陽光発電システム工事・蓄電システム工事（10年保証）・オール電化工事（8年保証）・外部塗装・屋根工事（7年保証）・リフォーム工事（内装・水周りを含む）（5年保証）その他簡易（10万円以下）工事（1年保証）

◇以下の場合は保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

（保証の基本は、当社による施工工事に伴う瑕疵の場合のみです）

①お客様またはご家族により当社以外に修理等が依頼された場合、並びに改造等によるものが原因の場合。

②補修・修理等の際に、保証書の提示（保証番号の通知）が無い場合。

③保証書に記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合。

④契約設置後にお客様の作業による設置場所の移動、落下等によるもの、長期（２年以上）にわたり工事済家屋を放置した場合。

⑤建築物の性質による結露、瑕疵によらない建築物の自然の消耗・磨滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質変色、その他類似の事由の場合。

⑥動・植物に起因する場合。

⑦火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは、倒壊等の偶然かつ外来の事由の場合。

⑧地震・津波・噴火・地盤沈下・土地の沈下・隆起・移動・軟弱化・土砂崩れ・土砂の流入・流出・土地造成工事の瑕疵、水害、風害、その他天災並びにガス害・塩害・公害の場合。

⑨天災または天災に類似するような局地的に発生する気象変動の場合。

⑩戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）の場合。

⑪補修及び修繕の依頼が本保証の期間満了後になされた場合。

⑫対象商品のメーカーが、リコール宣言をした後におけるリコール原因となった部位にかかる部品交換や修理の場合。

⑬対象商品のメーカーが定める消耗品のうち、使用者が容易に行える消耗品の交換である場合。

⑭対象商品の通常使用に支障がない部分で、経年劣化の範囲に該当する場合。

⑮設計・施工基準を上回る負荷を与えた場合、使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、または維持・管理の不備によって生じた故障および改造の場合。

⑯故障が発生した時点において、被害の拡大防止を怠ったために生じた損害の場合。